



# 買物弱者支援促進事業

## ○買物弱者支援に係る相談窓口を設置しています（4/1～）

対象：・食料品等の日常の買物に不便を感じている方



・買物支援サービスを提供している事業者等

県のホームページ  
（相談窓口について）→



■まずは、**お住まいの市町村や、市町村社会福祉協議会の窓口**に御相談ください

■複数の市町村に関係する広域的な相談や、どこに相談したらよいか分からない場合は、**県の窓口（県社会福祉協議会）**に御相談ください  
⇒099-257-3855（受付時間：平日8:30～17:15）

## ○買物支援サービス等を周知します

■**県のホームページや、公式LINE等による情報発信**を行っています

県のホームページ  
（買物弱者支援トップページ）→



■**移動販売や交通支援などのサービスをまとめたリーフレット**を作成し、高齢者がいる世帯等に配布します  
※令和6年9月頃配布予定

## ○買物弱者対策に取り組む市町村を支援します

■市町村が、**地域の実情に応じた買物弱者対策を検討するために必要な経費**を助成します  
〔例：協議会等の設置・運営、住民へのニーズ調査等〕

市町村の検討経費	
市町村 1/2	県 1/2

・助成上限額：50万円

■「**商品を近くに届ける**」買物弱者対策の導入や拡充に取り組む事業者等に対する、**市町村の支援経費**を助成します  
〔例：移動販売の車両購入や改造、注文受付システムや簡易レジ等の導入に要する初期費用〕

事業者の初期費用		
事業者 1/2	市町村 1/4	県 1/4

市町村助成  
・助成上限額：100万円

■買物支援サービス等の**情報発信のための市町村のシステム構築経費**を助成します

市町村のシステム構築経費	
市町村 1/2	県 1/2

・助成上限額：100万円

## ○先進技術の活用方を調査・普及します

■ドローン配送や自動運転技術など、買物支援に関する**先進技術について**、他自治体の活用事例や製品技術動向等を踏まえた**活用方を調査**します

■調査結果については、**市町村や事業者を対象としたセミナーを開催**し、地域での試行導入等につなげることにしています  
※セミナーの開催時期は、今後お知らせします



詳しくは  
県ホームページを  
御覧ください